

部活動の活動方針

白井市立白井中学校

令和7年4月

教育目標	〈学校教育目標〉 知・徳・体の調和のとれた人間形成を図り、生きる力を育む生徒の育成 ＜自分を高める＞ ＜自分を大切にすること＞ ＜自分を鍛える＞
部活動の基本方針	学校教育目標及び部活動の意義を踏まえた上で、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむための基礎を育み、生徒に発達の段階に応じバランスのとれた心身の成長を促すために必要な事項を定める。 ①部活動の意義 ○スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。 ○文化芸術に触れることで感動や喜びを味わい、豊かな人生を歩むための基盤を養う。 ○体力の向上や健康の増進、豊かな心の育成につながる。 ○各教科等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会とする。 ○自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。 ○自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。 ○互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより、学級内とは異なる人間関係の形成につながる。 ②適切な指導 ○顧問の指導力向上及び不適切な指導(体罰、ハラスメント等)の根絶のため、校内研修会を定期的に開催する。

○生徒（児童）の疲労状況や精神状況をしっかりと把握した上で指導できるよう、また、暴力行為やいじめ等の発生を防止するため、生徒指導部会や学年会議を活用し、顧問、担任、生徒指導担当、養護教諭、管理職で情報交換を密に行う。

○複数の教職員で相談しながら指導を行っていけるよう、顧問は2名以上置くものとする。ただし、一人の顧問が複数の部を兼ねることができるものとする。

③活動時間

活動日、休養日（部活動を行わない日、以下休養日とする）、活動時間等、活動計画に示すことにより、生徒および保護者に周知を図る。

○朝練習

朝練習等のため登校する時刻は、午前6時50分以降とする。

○終了時刻は、最終下校時刻の15分前までとする。

最終下校時刻 4月～7月：17：30

8月：16：30

9月：17：30

10月：前半17：15 後半17：00

11月：前半16：45 後半16：30

12月：16：20

1月：前半16：30 後半16：45

2月：前半17：00 後半17：15

3月：17：30

※前半：1日～15日 後半：16日～月末

○練習時間は、原則として平日は2時間程度、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）を含む休業日は3時間程度（大会、コンクール、練習試合等は除く）とする。これを超えて活動する場合であっても、その前後の活動時間を短縮する等により、過度にならないように留意する。

○休養日（部活動を行わない日）を、原則として平日に1日以上、週末に1日以上の週当たり2日以上設けることとする。ただし、大会やコンクール及びそれに向けての練習等により週末に2日連続で活動した場合は、他の日に休養日を振り替える。

○長期休業中の活動については、課業期間中の休養日の設定に準じた扱いとするが、児童・生徒が十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間を設ける。

○生徒（児童）の健康等に配慮し、以下のような場合には、部活動を停止とする。

ア 猛暑、荒天、光化学スモッグ等に配慮が必要なとき。

イ 生徒（児童）が感染病等に感染する恐れがあるとき。

ウ 定期テストの３日前から、定期テスト実施日まで。

ただし、定期テスト直後に大会・コンクールがある場合は、校長の許可及び保護者の承認を得て活動することができる。

エ 会議や研修等により、全職員が部活動につけない場合。

○朝練習は、７：００～７：５０で、６：５０以前には登校しない。

○毎週月曜日は、部活動を行わない（ＮＯ部活デー）。

○大会前一週間は、練習時間が１時間未満の日に限り延長練習を認める（校長、保護者の承認を得る）。

④その他

○部活動の顧問は、各部の活動方針（活動方針、参加予定大会・コンクール日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動時間・場所、休養日及び大会・コンクール参加日等）を作成し、校長に提出する。校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、児童・生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないように、適宜、指導・是正を行う。

○校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及び「各部の活動方針」を、ＨＰで公表する。また、部活動のあり方について検討する場合は企画委員会及び職員会議において検討する。

○部活動への保護者の理解と協力を得るため、部活動保護者説明会を適宜開催し、学校及び各部活動の活動方針を説明する。

○部活動の活動費等、保護者から徴収した金銭の管理については、会計担当者を部活動顧問と部活動保護者の協議により選出し、適切に管理し、部活動保護者会等で会計報告を行う。

○事故発生時の対応については、危機管理マニュアルに記載し、年度当初に職員会議等で確認する。

○部活動において保護者の協力を求める際は、過度な要請とならないよう配慮する。